著作物の利用に関するSARTRAS決定

情報基盤センター田浦健次朗

4/6 SARTRASによるお知らせ

- https://sartras.or.jp/archives/20200406/
- ◆本日、当協会は、新型コロナウイルス感染症 の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急 速に需要が高まっているオンラインでの遠隔 授業等で著作物が教材として円滑に利用でき るよう、2020年度に限った特例として、「授 業目的公衆送信補償金制度」施行のための補 償金を「無償」として文化庁長官に認可申請 することを決定し、その旨公表致しました。

要点

- ◆ 授業目的公衆送信補償金制度:授業目的での 著作物利用にあたり個別に権利者に許諾を取 る代わりに「補償金」を管理団体 (SARTRAS)に一括で支払うことで利用が可 能となる制度
- ◆ 法律は公布されていた(2018年5月改正著作権法)が制度がスタートしていなかった
- ◆ この度制度が4月下旬にスタート、2020年度 に限り「補償金」が無償となる運び

注意

- ◆ 「権利者の利益を不当に害することがない」など当然の注意は必要
 - ◆ 教室における利用も同様
- ◆ 2021年度以降の補償金の額を適切に決めるためにも大学として、著作物利用の実態把握への協力も必要ではないか